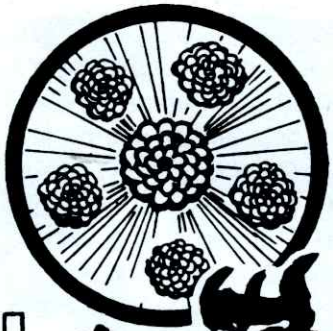


(1) 昭和60年 1月28日

理容 やまがた

(第三種郵便物認可昭和41年4月19日)
郵業 第7315号 毎月 28日発行)

第229号



理容 やまがた

発行所

山形県理容環境衛生同業組合

〒990 山形市清住町3-2-65 電話(0236)45-3525

発行者 富樫富太郎 編集者 長沼日出夫

購読料 1部10円 毎月1回発行

組合員の購読料は賦課金の中に含まれて居ります

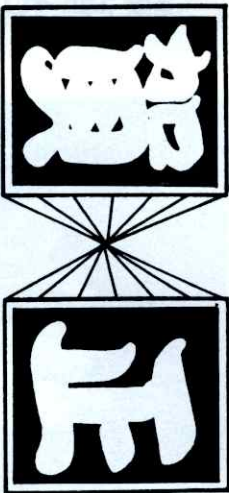
組合員の皆様、新しい春をむかえて益々御健勝のことと拝申しあげます。

昨年は私の褒章受賞に於きましては、組合員の皆様の格別なる御厚情、御高配を賜り誠に有難うございました。

さて、業界も一昨年の暮には、厚生大臣より一兆円産業としての基礎づくりとも云える理容業振興指針を打ち出され、昨年の十月には理容業標準営業約款の認可が告示され、この二月よりその登録業務が開始されることになりました。

もとより一つは私共業界の個々の営業者が当然として行わねばならない企業努力であり、全体的に厳しい社会経済を背景として、その活路を拓かねばならない時期でもあり、真剣に対応をいたさねばならないと思つて居ります。

大臣から指針で明示される迄もななく流暢する社会状況に即応して来たかどうかを考えて見るに、あながちそうとは云えない感概誰れし



年讀所感



山形県理事長 富樫富太郎

も抱く様に、この辺で理容師が容業界と他産業との、自助努力を充分配慮しなければなりません。

当県指針を以て居ります。また、企業センターで行つて参りました企業診断によると、大半の理容業者が帳簿すらやらない、ボンブり勘が多いと指導されておる現状は、時も早く打破しなければなりません。そうした中で、山形県理容業組合は、ただちにその指針に基き振興計画の立案に着手し、の経過を全理連の審査を経て、事会に送り、知事に上申する運びとなつて居ります。又、標準営業約款の登録事項に関しては、十月十九日、第六回理事会を全理ビル九階ホールにて開催いたしました。新野理事長出席のもと、約款的、今後のすすめ方等の説明。更に質疑応答の中で、山形県は事者が先頭に立つて加盟することを決議し、お客様が安心して御用出来る②で①の理容店すなわち、Sマツクの店として更に又